

- 「補装具費支給事務取扱要領」の制定について（平成30年3月23日障企自発0323第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）別紙「補装具費支給事務取扱要領」新旧対照表（傍線の部分は改正部分）

改正	現行
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">補装具費支給事務取扱要領</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第2.5項及び第76条第2項に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）中の別表の1の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の補聴器、車椅子、電動車椅子及び歩行器に係る部分並びに3の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の人工内耳、車椅子及び電動車椅子については、それぞれ以下の第1から第7により取り扱われることとされたい。</p> <p>なお、完成用部品は義肢、装具等の構成品であって、消費税が非課税となる身体障害者用物品ではないため、製作又は修理作業を伴わず完成用部品のみを購入又は借受けに係る補装具費を支給するものについては、告示により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入、借受け又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入、借受け又は修理に要した費用の額とする。以下「基準額」という。）の内訳に消費税相当額を含むこととなること。</p> <p>また、告示第5項の規定により100分の95を乗ずることとするものは、以下の各「価格構成」中「基本価格」及び「製作要素価格」に係るものとし、同中「完成用部品価格」に係るものについては要しないこと。</p> <p>第1 <u>義肢、装具及び座位保持装置</u>の基本的事項</p> <p>1 殻構造義肢</p> <p>(1)、(2) (略)</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">補装具費支給事務取扱要領</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第2.3項及び第76条第2項に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）中の別表の1の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の補聴器、車椅子、電動車椅子及び歩行器に係る部分並びに3の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の人工内耳、車椅子及び電動車椅子については、それぞれ以下の第1の1、2、3、4、第3及び第5並びに第2の1、2、3、4及び第4により取り扱われることとされたい。</p> <p>なお、完成用部品は義肢、装具等の構成品であって、消費税が非課税となる身体障害者用物品ではないため、製作又は修理作業を伴わず完成用部品のみを購入又は借受けに係る補装具費を支給するものについては、告示により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入、借受け又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入、借受け又は修理に要した費用の額とする。以下「基準額」という。）の内訳に消費税相当額を含むこととなること。</p> <p>また、告示第5項の規定により100分の95を乗ずることとするものは、以下の各「価格構成」中「基本価格」及び「製作要素価格」に係るものとし、同中「完成用部品価格」に係るものについては要しないこと。</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 殻構造義肢</p> <p>(1)、(2) (略)</p>

(3) 基本価格

① 義手 (略)

② 義足

ア、イ (略)

ウ 採型区分の「B-6」における下腿部支持式は、断端等の免荷が必要な場合、もしくは、下腿部のレバーアームを伸ばすことで断端にかかる力を分散する場合に用いるものであること。

エ 採型区分の「B-7」は、足指5本以内の切断を対象とし、多指切断であっても基本価格は一単位で取り扱うこと。

オ 義足の型式は、ソケットの機能型を表したものであるため、常用と作業用とは、足部の違いにより区分するものであること。

カ キップシャフト（短断端切断用）は、大腿短断端用で断端に屈曲拘縮がみられ、やむを得ず断端末近くに継手装置を取り付けた座位姿勢ができるような構造のものであること。

キ いわゆる坐骨収納型ソケットは、坐骨結節から恥骨枝の一部（骨盤の一部分）と大転子（大腿骨）をソケット内に納め、大腿骨を内転位に保持することにより、歩行中における義足側の体重負荷に対する安定性を高められるよう設計されたものであること。

ク 大腿支柱付きは、断端に対する負荷を軽減する目的で使用されるものであること。

ケ 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコン又は完成用部品のライナーを用いた場合は、ライナー式により取り扱うこと。

コ 下腿義足で、全面が接触するよう製作したものについてはTSB式により取り扱うこと。なお、懸垂方法として、「エの製作要素価格」の「(イ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品」の義足懸垂用部品を組み合わせても良いこと。ただし、PTS式又はKBM式の義足懸垂方法を用いるときには、型式に合

(3) 基本価格

① 義手 (略)

② 義足

ア、イ (略)

(新設)

ウ 採型区分の「B-7」は、足指5本以内の切断を対象とし、多指切断であっても基本価格は一単位で取り扱うこと。

エ 義足の型式は、ソケットの機能型を表したものであるため、常用と作業用とは、足部の違いにより区分するものであること。

オ キップシャフト（短断端切断用）は、大腿短断端用で断端に屈曲拘縮がみられ、やむを得ず断端末近くに継手装置を取り付けた座位姿勢ができるような構造のものであること。

カ いわゆる坐骨収納型ソケットは、坐骨結節から恥骨枝の一部（骨盤の一部分）と大転子（大腿骨）をソケット内に納め、大腿骨を内転位に保持することにより、歩行中における義足側の体重負荷に対する安定性を高められるよう設計されたものであること。

キ 大腿支柱付きは、断端に対する負荷を軽減する目的で使用されるものであること。

ク 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコン又は完成用部品のライナーを用いた場合は、ライナー式により取り扱うこと。

コ 下腿義足で、全面が接触するよう製作したものについてはTSB式により取り扱うこと。なお、懸垂方法として、「エの製作要素価格」の「(イ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品」の義足懸垂用部品を組み合わせても良いこと。ただし、PTS式又はKBM式の義足懸垂方法を用いるときには、型式に合

わせて取り扱うこと

図—5 (略)

(4) 製作要素価格

①、② (略)

③ 支持部

ア 装飾用、能動式、作業用又は電動式義手及び常用、作業用義足の場合

(ア) (略)

(イ) 作業用義手は幹部を用いない場合、作業用義足は鉄脚を用いない場合に限る。

(ウ) 支持部は、基本的には次のような方式により加算すること。ただし、手義手および手部義手は、電動式に限ること。また、電動義手の支持部はソケットを有する部分にのみ電動式を用い、他の部分は装飾用および能動式の支持部を用いること。

(略)

(エ) サイム義足及び下腿部支持式の場合に限り、ソケット自体が支持部となることから下腿支持部を加えること。

(オ) 支持部の加算方法

(略)

図—6～8 (略)

イ 作業用義手（幹部を用いる場合）及び作業用義足（鉄脚を用いる場合）

(ア) 作業用義手（幹部を用いる場合）

(略)

(イ) 作業用義足（鉄脚を用いる場合）

(略)

ウ (略)

図—9 (略)

せて取り扱うこと

図—5 (略)

(4) 製作要素価格

①、② (略)

③ 支持部

ア 装飾用、能動式又は電動式義手及び常用義足の場合

(ア) (略)

(新設)

(イ) 支持部は、基本的には次のような方式により加算すること。ただし、手義手および手部義手は、電動式に限ること。また、電動義手の支持部はソケットを有する部分にのみ電動式を用い、他の部分は装飾用および能動式の支持部を用いること。

(略)

(ウ) サイム義足の場合に限り、ソケット自体が支持部となることから下腿支持部を加えること。

(エ) 支持部の加算方法

(略)

図—6～8 (略)

イ 作業用義手（幹部）及び作業用義足（鉄脚）

(ア) 作業用義手（幹部）

(略)

(イ) 作業用義足（鉄脚）

(略)

ウ (略)

図—9 (略)

④、⑤ (略)

(5) 完成用部品 (略)

2 骨格構造義肢 (略)

3 装具

(1) (略)

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素材費	装具材料リストによる素材購入費
素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分(ロス分)
小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費 (糸、釘、ビス、ナット、油脂等)
材料管理費	素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費	製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費(給与、賞与、退職手当、法定福利費等)
作業時間の 余裕割増	製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
製造間接費	光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
管理販売経費	完成品の保管、販売に要する経費

また、装具の価格は、次のように構成されていること。

装具の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

(略)

図—33 (略)

④、⑤ (略)

(5) 完成用部品 (略)

2 骨格構造義肢 (略)

3 装具

(1) (略)

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

(新設)

装具の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

(略)

図—33 (略)

(3) (略)

(4) 装具の製作要素価格

①・② (略)

③ 体幹装具

ア～オ (略)

カ バタフライについては、モールド又はフレームの場合にのみ加算すること。

キ・ク (略)

④ (略)

(5) (略)

4 座位保持装置

基本的事項 (略)

(1) (略)

(2) 価格構成

(略)

また、座位保持装置の価格は、次のように構成されていること。

座位保持装置の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基本価格	<u>採寸又は</u> 採型使用材料費及び <u>座位保持装置</u> の名称、型式別に設けられている基本工作に要する加工費の計
製作要素価格	材料の購入費及び当該材料を骨格構造義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
完成用部品価格	完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

(3) (略)

(4) 装具の製作要素価格

①・② (略)

③ 体幹装具

ア～オ (略)

カ バタフライ、会陰ひも及び腹圧強化バンドについては、モールド又はフレームの場合にのみ加算すること。

キ・ク (略)

④ (略)

(5) (略)

4 座位保持装置

基本的事項 (略)

(1) (略)

(2) 価格構成

(略)

また、骨格構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

骨格構造義肢の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基本価格	採型使用材料費及び <u>骨格構造義肢</u> の名称、型式別に設けられている基本工作に要する加工費の計
製作要素価格	材料の購入費及び当該材料を骨格構造義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
完成用部品価格	完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

(略)

図—47 (略)

(3) ~ (5) (略)

第2 義肢、装具及び座位保持装置の修理に要する費用の額の算定等に関する取扱い

1 殻構造義肢

(1) ~ (5) (略)

(6) 完成用部品の交換

ア (略)

イ アライメント調整を必要としないもの

a~e (略)

f その他の接続ケーブルおよびコントローラー、コネクタブロック、内蔵バッテリーは接続ケーブル部品として扱うこと。

g~i (略)

2~4 (略)

第3~第7 (略)

様式1~2 (略)

(略)

図—47 (略)

(3) ~ (5) (略)

第2 修理に要する費用の額の算定等に関する取扱い

1 殻構造義肢

(1) ~ (5) (略)

(6) 完成用部品の交換

ア (略)

イ アライメント調整を必要としないもの

a~e (略)

f その他の接続ケーブルおよびコントローラー、コネクタブロックは接続ケーブル部品として扱うこと。

g~i (略)

2~4 (略)

第3~第7 (略)

様式1~2 (略)